

## スマートフォン決済アプリの利用による市税及び料金等の納付ができます。

宮古島市では、2023年（令和5年）3月1日より市税及び一部の料金等がスマートフォン決済アプリの請求書払い機能でお支払いできるようになります。詳しくは、宮古島市ホームページをご覧ください。

- PayPay請求書払い (PayPay (株))
- J-Coin請求書払い ( (株) みずほ銀行)
- LINE Pay 請求書払い (LINE Pay (株))
- OKI Pay ( (株) 沖縄銀行)
- au PAY (請求書支払い) (KDDI (株))  
※ 2023年(令和5年)4月1日開始
- d払い 請求書払い ( (株) NTT ドコモ)  
※ 2023年(令和5年)4月1日開始

☎ 納税課 ☎ 73-5229

## 2023年3月分から協会けんぽ沖縄支部の保険料率が変わります

健康保険料率 (沖縄支部)	2023年2月分まで 10.09%	2023年3月分から 9.89%	保険料率の変更は、 2023年3月分(4月納付分) からとなります。 <small>※任意継続被保険者の方の保険料率は2023年4月分(4月納付分)から変更となります。 ※健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。</small>
介護保険料率 (全国一律)	2023年2月分まで 1.64%	2023年3月分から 1.82%	

- ◆ 加入者皆さまの健康づくりが、保険料率引き下げにつながります。
- ✓ 健診・特定保健指導を受ける
- ✓ 健診の結果「要治療(再検査)」となったら医療機関を受診する

全国健康保険協会 沖縄支部  
協会けんぽ

お問い合わせ ☎098-951-2211(音声ガイダンス4番)



## 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業



小児・障がい者手帳を持っている方は航空運賃(宮古-那覇間、宮古-石垣間、下地島-那覇間)の還付請求ができます!

### ■航空運賃の還付請求ができる方

沖縄県離島住民割引運賃カードをお持ちの方

- ① 小児 (搭乗日時点で11歳以下)
  - ② 障がい者手帳 (身体・精神・療育) をお持ちの方及びその付添い1名
- ※先特割、特割等の運賃は還付対象外です。

### ■対象期間

R4年4月1日～R5年3月31日までの搭乗分

小児運賃: JAL系はR4.4/15以降購入分  
ANAはR4.3/27以降発券分が値上げ後運賃

対象路線	航空運賃及び対象者(片道)				
	離島割引運賃		小児運賃		障がい者割引運賃
	小児	障がい者	値上げ前	値上げ後	
宮古-那覇	1,850円	1,200円	3,600円	3,900円	4,650円
宮古-石垣	1,200円	750円	2,400円	2,600円	3,100円
下地島-那覇	1,000円	1,000円	3,600円		3,600円

### ■請求期限 R5年4月3日(月)

※前年度より変更しています。  
※期限日前は窓口が混み合いますので、搭乗後その都度申請されることをお勧めします。

### ■請求に必要なもの

- ① 搭乗が確認できる書類  
(搭乗券・ご搭乗案内・運賃種別の記載がある搭乗証明書)  
※eチケットお客様控えは使用できません
- ② 領収書 (①で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある領収書)  
領収書の宛名は搭乗者本人または請求者で提出をお願いします。
- ③ 口座名義人、口座番号、金融機関、支店名などが確認できる通帳・キャッシュカード
- ④ 沖縄県離島住民割引運賃カード
- ⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- ⑥ 印鑑 (シャチハタ不可)
- ⑦ 窓口に来庁される方の本人確認書類 (免許証等)

### 【受付時間】

8:30～12:00  
13:00～17:15

☎ 市民課 ☎ 72-3751(代)

## 賃金引き上げ 特設ページを開設!



厚生労働省では、本年1月10日より厚生労働省ホームページに「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際には是非ご利用下さい!

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶



<http://www.saiteichingin.info/chingin/>

☎ 沖縄労働局 労働基準部賃金室

☎ 098-868-3421

お家に付いていますか?  
火災から大切な命を守る住宅用火災警報器!



設置してありますか?  
点検してありますか?

10年経ったら交換を!

### ■設置する場所(例)

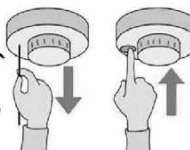
※設置が必要な場所は、寝室・階段等です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



### ■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。  
詳しくは宮古島市消防本部 予防課まで☎ 72-0943